

## 1. 女子差別撤廃条約実施状況第 7・8 回報告書に我が国の現状として盛り込むべき事項

団体（個人）名（ 公益社団法人自由人権協会 ）  
 団体の場合は執筆者名（ 升味佐江子（理事・事務局長） ）  
 住所（ 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 ）  
 電話番号（ 03-3437-5466 ）  
 Eメール（ jclu@jclu.org ）

（1 件につき 1 枚の用紙を使用して下さい）

条項号	（ ）条（ ）項（ ）号	見出し（ ）
盛り込むべき事項について簡潔に記入		女性差別選択議定書の批准に関する政府の具体的な取り組みを述べ、実現のための障害があるとすれば何であるのかを率直に記し、女性差別撤廃委員会からの助言を求めべきである。 詳細は別紙 1 に記載する。
関連データ・根拠等		我が国においては、女性差別撤廃条約が司法の中で援用されることが少ない。法曹の条約に対する理解も不十分である。代表的な判例検索システム（LEX/DB）で、女性（または女子）差別撤廃条約をキーワードにして検索をすると、41 件がヒットするが、このうち条約を援用して原告女性が勝訴したケースはゼロである。 詳細は別紙 2 に記載する。
上述の問題を解決する方法（提案）があれば記入		選択議定書への参加の実現には、男女共同参画局の役割が大きい。それぞれの思惑から批准しない理由をあげて抵抗する関係機関・団体があれば、国際的視野に立ってその理由がないことを明らかにして説得し、NGO、女性団体、有識者とも連携しながら、個人通報制度の持つ意味や重要性を広く社会の各層に広報して浸透させるべきである。また、政府の推す女性差別撤廃委員の候補には、国際人権分野での活動実績のある人材を NGO を含む広範な分野から求め、真に実力のある委員を日本から送り出せるよう、透明で公正な選考を実施すべきである。

## 別紙 1

### 第 7・8 回報告書に盛り込むべき事項

女性差別選択議定書の批准に関する政府の具体的な取り組みを述べ、実現のための障害があるとすれば何であるのかを率直に記し、女性差別撤廃委員会からの助言を求めるべきである。同選択議定書はすでに 104 カ国が当事国となっている。

政府は 2010 年 4 月、外務省の中に人権条約履行室を発足させ、国際人権条約の個人通報制度への参加に対して積極的な姿勢を取るかに見えた。2009 年 9 月に発足した民主党政権も選択議定書批准を公約に掲げていた。しかしながら、今日に至るまで、個人通報制度参加のための具体的な工程表は政府から示されていない。選択議定書批准には、日本国憲法体制下で、いわゆる「大平三原則」に基づき、国会承認が必要なのか、それとも閣議決定だけで足りるのか等のきわめて基本的な問題についても、政府は「検討中」としか説明していない。

2009 年に行われた国会審議では、政府は個人通報制度について、「(1) 裁判所に係属している最中の事件について委員会の見解が出されるおそれがある、(2) これまでの委員会の見解を見ると、国費の支出や法律の改正を求めるものがある」等を理由に、消極的な答弁に終始した。しかし、個人通報制度批准は、1979 年に市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准したときの国会付帯決議において、すでに「運用状況を見守り、積極的に検討すること」とされ、その後、1980 年代の国会審議でも、委員会による個人通報制度の運用には「おおむね問題がない」とされてきたものである。最近、数年間の政府の姿勢に大きな後退が見られるのは大変残念である。

政府は近年緊張を増す近隣諸国との領土問題に関しては「国際法重視」「法の支配」を強調している。日本が国際法を重視する国であることを示すためには、国際人権条約の個人通報制度を批准し、国際的な場で申立人（通報者）、委員会と堂々と意見を交わし、国際法にのっとった判断を仰ぐべきである。(以上)

## 別紙 2

### 関連データ・根拠等

我が国においては、女性差別撤廃条約が司法の中で援用されることが少なく、法曹の条約に対する理解も不十分である。

代表的な判例検索システム（LEX/DB）で、女性（または女子）差別撤廃条約をキーワードにして検索をすると、41 件がヒットするが、このうち条約を援用して原告女性が勝訴したケースはゼロである。条約は多くの場合、原告によって援用されるが、裁判所は判断を避けて全く無視をするか、あるいは自動執行性がないとして適用を排除している。

援用されている 41 件（審級が異なるごとに 1 件と数えるので、実際の事件数とは異なる）の主な内訳は、①賃金差別などの雇用における差別、②婚外子差別、再婚禁止期間、夫婦別姓などの家族法における差別、③国籍法における差別、④逸失利益における差別、⑤社会保障、税や公共サービスをめぐる差別、⑥戦時「慰安婦」問題、⑦公人における女性差別発言、である。これら重要な法分野で、日本の女性たちが国際水準に基づいた司法判断を受ける権利が実現されていない。個人通報制度に参加することは、条約に対する法曹の理解を深める契機となり、さらに、条約が国内司法で活用されることにより、差別が是正される可能性を高めることになる。

「女性活躍促進」を掲げる政府なのであれば、なおのこと、個としての女性が権利を行使できる環境を整備すべきである。助成金など税金を企業に与えることや、保育所をつくることも政策として必要な時があるが、権利主体となる個々の女性のエンパワメントこそが必要である。

（以上）

### 別紙3

#### 問題を解決する方法に関する提案

他の社会問題と異なり、選択議定書への参加は政府（ないし国会）の意思さえあれば実現できる問題である。女性差別撤廃条約上のナショナルマシーナリーとしての男女共同参画局の役割は大きい。それぞれの思惑から批准しない理由をあげて抵抗する関係機関・団体があれば、国際的視野に立ってその理由がないことを明らかにし、批准の必要性・有用性に照らして説得することを強く期待する。その際には、NGO、女性団体、有識者が有力な支え役となる。総理府の時代から政府の男女平等政策をパートナーとして支えてきたのはNGO、女性団体、有識者であり、これらの関係者と連携をはかり、個人通報制度の持つ意味や重要性の理解が広く社会の各層に浸透するよう政府自身が広報をする必要がある。

その活動の中で、女性差別撤廃委員の果たす役割も大きい。国連では、人権条約に関して設置されている委員会の委員について、十分な専門知識と手腕を持ち、実質的な討議のできる人物を期待している。日本政府も、委員の候補には、委員会の議論をリードできる専門知識と実績のある人物を推されるよう期待する。日本では、女性差別が「婦人問題」と称されてきた時代から国際的な活動を続けてきたNGOや研究者もいる。このような国際人権分野での活動実績のある人材を広範な分野から求め、真に実力のある委員を日本から送り出せるよう、透明で公正な選考を実施すべきである。 (以上)